

# 中小企業経営者の皆さんへ 商工業融資のご案内

平成二十五年度の商工業融資は、昨年の内容を一部変更して実施します。

## 緊急景気対策特別資金融資

平成二十二年度から期間限定で実施していた特別資金融資は平成二十四年度をもって休止しました。

## アスベスト除去等工事に要する資金融資

アスベスト除去などの工事

## エコ対策に要する資金融資

省エネ設備の導入や建物の緑化工事など、さまざまなエコ対策のための資金の申込みには、低利な制度をご利用できます。

## 商工業融資の概要

以上の融資を含め、別表1

制度名	資金用途	区分	融資限度額	融資利率	借入人負担利率		返済期間	保証料補助
					利子補給利率 ( )内の利率は優遇利率適用の場合			
継続支援資金融資	運転資金融資 限度額差額融資	運転資金	一般	1,800万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	2/3
			区民	2,000万円				
	設備資金融資	設備資金	一般	2,600万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)	9年以内 (据置6カ月を含む)	2/3 三品・公害・エコ 全額
			区民	3,000万円				
			三品 公害 エコ	3,000万円				
	小規模企業 資金融資	運転資金	一般	1,200万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	小規模企業 資金 全額
設備資金		区民	1,400万円					
年末特別資金融資	運転資金		300万円	年1.5% (1.6%)	年0.7% (0.6%)	11カ月 (据置1カ月を含む)	全額	
小規模企業特例緊急 運転資金融資	運転資金		300万円	年2.1%	年0.1%	2年以内 (据置3カ月を含む)	全額	
小口資金融資	運転資金融資/ 限度額差額融資	運転資金	運転資金 設備資金 経営改善支援資金 1,250万円 小規模企業資金 850万円	年1.1% (1.2%) [公害防止・三品・ エコ] 年1.7% (1.8%) [小規模企業 年1.7% (1.8%)]	年1.1% (1.0%) [公害防止・三品・ エコ] 年0.5% (0.4%) [小規模企業 年0.5% (0.4%)]	運転資金7年以内 設備資金9年以内 (据置6カ月を含む)	運転資金 融資・設備 資金融資 2/3 小規模企業 全額	
								設備資金融資
	経営改善支援資金 融資/限度額差額 融資	運転資金 および 設備資金	限度額差額借受 時利用額と融資 限度額との差額	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 2/3 区民 全額	
	創造支援 資金融資	創造支援資金融資 および 設備資金	1,500万円 (創業必要額の 1/2)	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	2/3	
応援資金融資	経営改善支援 資金融資	運転資金 および 設備資金	一般	1,300万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 2/3 区民 全額
			区民	1,500万円				
	災害復旧資金融資	運転資金 および 設備資金	一般	1,000万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 2/3 区民 全額
			区民	1,200万円				
	団体資金融資	共同事業 資金	法人	3,000万円	年1.3%	年0.9%	6年以内 (据置6カ月を含む)	全額(法人)
			任意	1,500万円			10年以内 (据置6カ月を含む)	
近代化設 備資金			任意	2,500万円				
区融資一本化 資金融資	運転資金		2,000万円 (融資残額と新規 資金500万円の合 計額の範囲内)	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	なし	

◎区民とは代表者が区民のことをいいます。 ◎年末特別資金融資の受付期間は10月1日(火)～11月15日(金)までです。  
◎繰上償還により信用保証料が返戻された場合は、保証料補助額のうちの返戻金相当額を区に返還していただきます。  
◎保証料補助額を計算する際に区が適用する保証料率は、信用保証協会で適用する率と異なる場合があります。その場合の保証料補助額は、実際に支払った保証料額の内全額あるいは2/3とはなりません。

別表2 中央区商工業融資指定金融機関

銀行	みずほ、三菱東京UFJ、りそな、三井住友、東京都民、東日本、北陸、八千代、横浜、北國
信用金庫	朝日、興産、さわやか、東京シティ、芝、西京、城南、昭和、東京、城北
信用組合	文化産業、江東、大東京、第一勧業、中ノ郷
政府系	商工組合中央金庫

◎上記の金融機関の区内店舗で取扱いをしています。

実施しています。  
区役所において区の経営相談員が相談をお受けするほか、区役所の開庁時間に来庁することが困難な事業主の方に対して、中小企業診断士を派遣して経営相談をお受けする出張経営相談も実施しています。また、Eメールでのご相談もお受けしています。詳しくは、区のホームページをご覧ください。  
※予約(問合せ)先  
商工観光課相談融資係  
☎(3546)5333  
東京商工会議所中央支部  
☎(3538)1811

経営改善資金融資利子補助  
商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資する経営改善資金(マル経融資)の利子の一部を区が補助する「経営改善資金利子補助」を実施しています。  
◎詳しくはお問合せください。  
※問合せ先  
商工観光課相談融資係  
☎(3546)5333  
東京商工会議所中央支部  
☎(3538)1811

別表4 申込書の配布場所・申込先

団体(活動)の種類	担当窓口	電話
青少年の健全育成活動および社会教育活動を行う団体	区役所6階 文化・生涯学習課青少年係	☎(3546)5304
町会・自治会関係	区役所7階 地域振興課地域事業係	☎(3546)5339
乳幼児の健全育成活動を行う団体	区役所6階 子育て支援課子育て支援係	☎(3546)5350
障害のある方に対する援助活動を行う団体	区役所4階 障害者福祉課障害者福祉係	☎(3546)5389
高齢者クラブ、高齢者に対する援助活動を行う団体	シニアセンター	☎(3531)7813
資源再利用活動を行う団体	中央清掃事務所 清掃事業係	☎(3562)1523
交通安全活動を行う団体	区役所7階 環境政策課交通対策係	☎(3546)5443
上記以外の団体	活動の関連部課	

別表3 保険内容

補償の種類	補償限度額	
損害賠償 責任保険	対人の賠償	1名 1億円
	対物の賠償	1事故 2億円
		1事故 500万円 (保管物の場合300万円)
傷害保険	死亡保険金	1,000万円
	後遺障害保険金	30万円～1,000万円
	入院保険金	日額 3,000円(180日限度)
	通院保険金	日額 2,000円(90日限度)

期間が一年間のため、現在の保険は六月一日に期間満了と加入するものです。  
ボランティア保険は、保険期間が一年間のため、現在の保険は六月一日に期間満了と加入するものです。  
6月1日(中途加入の場合)は、承認された日)～平成26年6月1日  
保険料 無料  
保険加入の方法  
継続加入、新規加入ともに4月8日(月)から5月7日(火)までに、団体の代表者が所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申込み(中途加入は随時受付)。  
申込用紙の配布場所・申込先  
別表4のとおり  
※問合せ先 総務課総務係  
☎(3546)5233

ボランティアの方が安心して活動できるように、区では「中央区ボランティア保険」制度を実施しています。この制度は、ボランティア活動中の思わぬ事故で生じた損害に備えるため、区が認定するボランティア団体の指導者などの方を被保険者として、保険料を全額、区が負担して加入するものです。  
ボランティア保険は、保険期間が一年間のため、現在の保険は六月一日に期間満了と加入するものです。  
6月1日(中途加入の場合)は、承認された日)～平成26年6月1日  
保険料 無料  
保険加入の方法  
継続加入、新規加入ともに4月8日(月)から5月7日(火)までに、団体の代表者が所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申込み(中途加入は随時受付)。  
申込用紙の配布場所・申込先  
別表4のとおり  
※問合せ先 総務課総務係  
☎(3546)5233

実施しています。  
区役所において区の経営相談員が相談をお受けするほか、区役所の開庁時間に来庁することが困難な事業主の方に対して、中小企業診断士を派遣して経営相談をお受けする出張経営相談も実施しています。また、Eメールでのご相談もお受けしています。詳しくは、区のホームページをご覧ください。  
※予約(問合せ)先  
商工観光課相談融資係  
☎(3546)5333  
経営改善資金融資利子補助  
商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資する経営改善資金(マル経融資)の利子の一部を区が補助する「経営改善資金利子補助」を実施しています。  
◎詳しくはお問合せください。  
※問合せ先  
商工観光課相談融資係  
☎(3546)5333  
東京商工会議所中央支部  
☎(3538)1811

# ボランティア保険加入手続のご案内(継続・新規)

ボランティアの方が安心して活動できるように、区では「中央区ボランティア保険」制度を実施しています。この制度は、ボランティア活動中の思わぬ事故で生じた損害に備えるため、区が認定するボランティア団体の指導者などの方を被保険者として、保険料を全額、区が負担して加入するものです。  
ボランティア保険は、保険期間が一年間のため、現在の保険は六月一日に期間満了と加入するものです。  
6月1日(中途加入の場合)は、承認された日)～平成26年6月1日  
保険料 無料  
保険加入の方法  
継続加入、新規加入ともに4月8日(月)から5月7日(火)までに、団体の代表者が所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申込み(中途加入は随時受付)。  
申込用紙の配布場所・申込先  
別表4のとおり  
※問合せ先 総務課総務係  
☎(3546)5233